

盛土規制法に基づく基本方針（案）について

令和 5 年 2 月 20 日

盛土規制法に基づく基本方針(案)について

概要

- 盛土規制法においては、国が、国土全体にわたる盛土対策の総括的な考え方や基礎調査の実施方法、規制区域の指定の考え方等について示すことで、各地方公共団体が適確に法律の運用を行えるよう、主務大臣(国土交通大臣、農林水産大臣)が盛土等に伴う災害の防止に関する基本的な方針(基本方針)を策定することとしている。
- なお、策定にあたっては、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならないとされている。

経緯・スケジュール

令和3年

12月24日 盛土による災害の防止に関する検討会による提言

令和4年

3月29日 盛土規制法案の提出 →5月20日成立

5月27日 盛土規制法公布

6月24日 林政審議会での盛土規制法概要説明

6～9月 有識者検討会における基本方針(案)等の議論

9月7日 林政審議会での基本方針(案)骨子説明

9月末 地方公共団体に基本方針(案)を公表

令和5年

2月20日 林政審議会等での説明

5月26日 盛土規制法施行

(施行後速やかに)

林政審議会等の意見聴取
基本方針告示

盛土規制法 第3条

(基本方針)

第3条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項
 - 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
 - 第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第45条第1項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項
 - 前三号に掲げるもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項
- 主務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならない。
- 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

1. 盛土等に伴う災害の防止に関する基本的事項 (盛土規制法の概要)

基本方針の位置付け、盛土等に伴う災害の防止の考え方 (盛土規制法制定の背景・必要性)

盛土をめぐる現状

○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)



R3.7 静岡県熱海市
死者・行方不明者28名、住宅被害98棟



H21.7 広島県東広島市
死者1名、重傷者1名、軽傷者1名、県道通行止め
住宅被害1棟



R3.6 千葉県多古町
死者1名、重傷者1名、軽傷者1名、県道通行止め
住宅被害1棟

○盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**(令和4年3月)

制度上の課題

○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ **各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
(一部の地方公共団体では、条例を制定して対応)

【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所

→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

◆盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正**し、**土地の用途**(宅地、森林、農地等)にかかわらず、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「盛土規制法」

※ 国土交通省・農林水産省による**共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

◆**国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定**し、その方針の下、**都道府県知事等が規制を実施**

盛土規制法に基づく盛土等の災害の防止に向けた措置：①スキマのない規制

規制区域

- 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域**を**規制区域**として指定
 - **宅地造成等工事規制区域**:市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
 - **特定盛土等規制区域**:市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
 - ※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市・中核市の長
- 区域指定に**市町村が関与**できる仕組みを導入（指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出）
- 都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な**基礎調査**を実施

規制対象

- 規制区域内で行われる盛土等を**都道府県知事等の許可**の対象とする
- 宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制**
 - ※ 許可された盛土等については、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

(参考) 改正前の宅地造成工事規制区域

【規制対象】

- 宅地を造成するための盛土・切土

➡ **【区域指定のイメージ】**
主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定

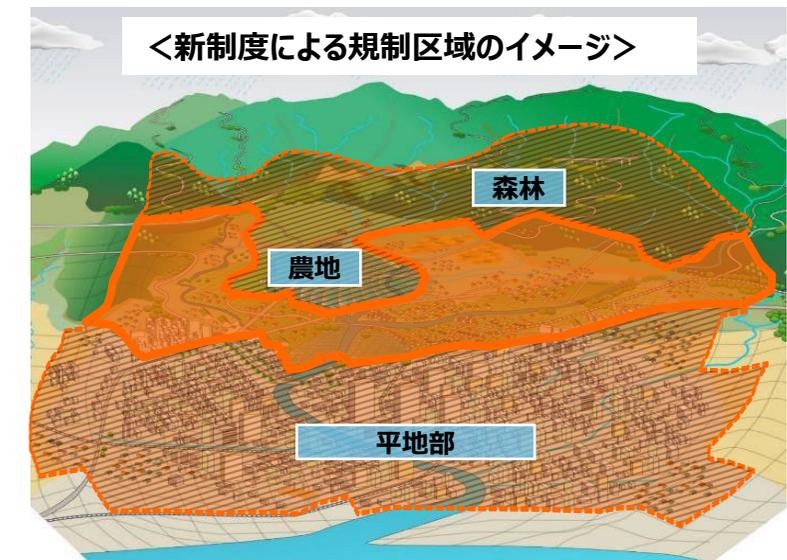


新制度による規制区域

【規制対象】 ※（下線部）：規制を強化する部分

- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積

➡ **【区域指定のイメージ】**
改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、**土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地**を広く指定



②盛土等の安全性の確保

許可基準・手続

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
 ※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査
- 許可に当たって、**土地所有者等の同意** 及び **周辺住民への事前周知（説明会の開催等）**を要件化

中間検査 完了検査

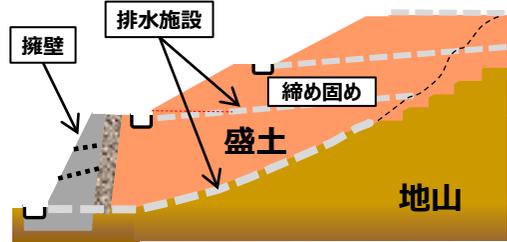
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
 ①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施
 ※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。

■災害防止のための安全基準の設定

<盛土・切土>

(主な安全基準)

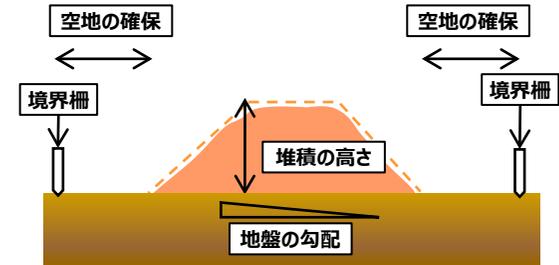
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め 等



<一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保 等



■施工中・完了時の安全確認

工事の許可

工事着手

○中間検査

例：排水施設の設置

工事完了後に確認困難となる工程について、現地検査



○完了検査

- 安全基準への適合について現地検査
- ✓ 盛土の形状
 - ✓ 擁壁の強度 等

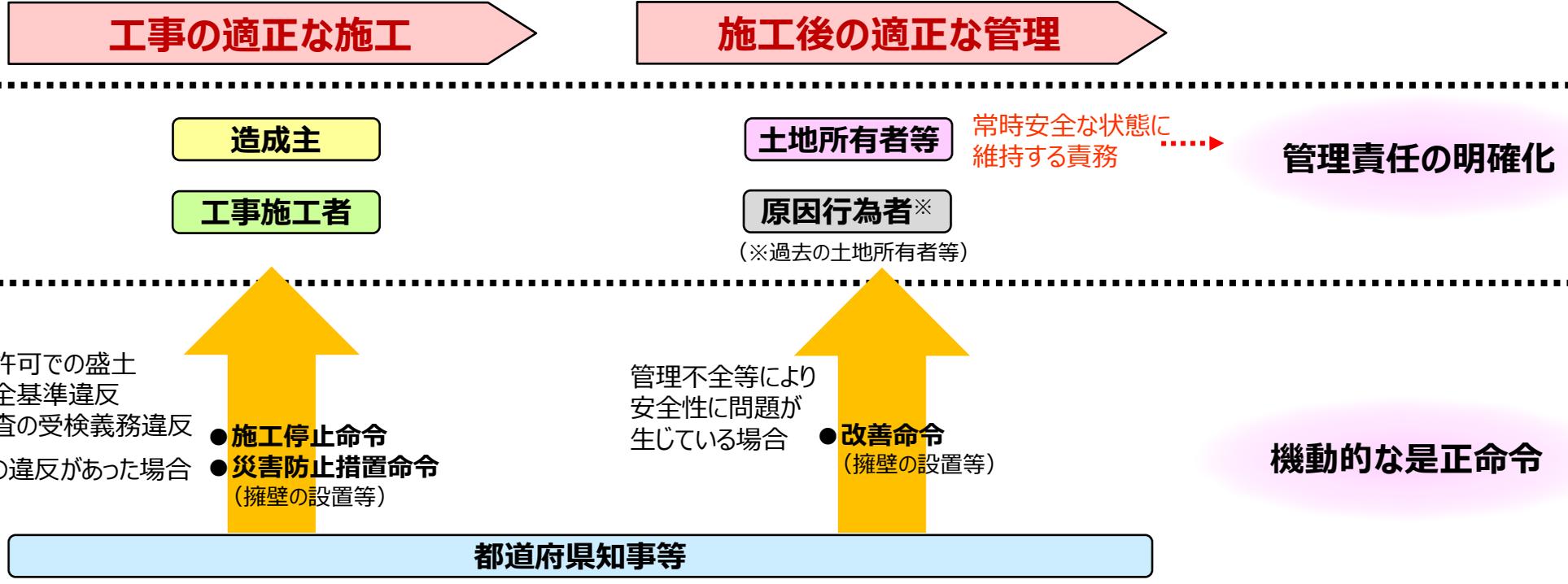
工事完了

○定期報告

工事の施工状況について、数ヶ月ごとに報告
 例：土石の堆積量 等

③責任の所在の明確化 / ④実効性のある罰則

- 管理責任** ○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化
※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。
- 監督処分** ○災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。
- 罰則** ○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**



・無許可での盛土
・安全基準違反
・検査の受検義務違反
等の違反があった場合

- **施工停止命令**
- **災害防止措置命令**
(擁壁の設置等)

管理不全等により
安全性に問題が
生じている場合

- **改善命令**
(擁壁の設置等)

※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。
※ 都道府県知事等による適時適切な命令発出がなされるよう、緊急時においては国が都道府県知事等に対して指示を行うことを可能に。

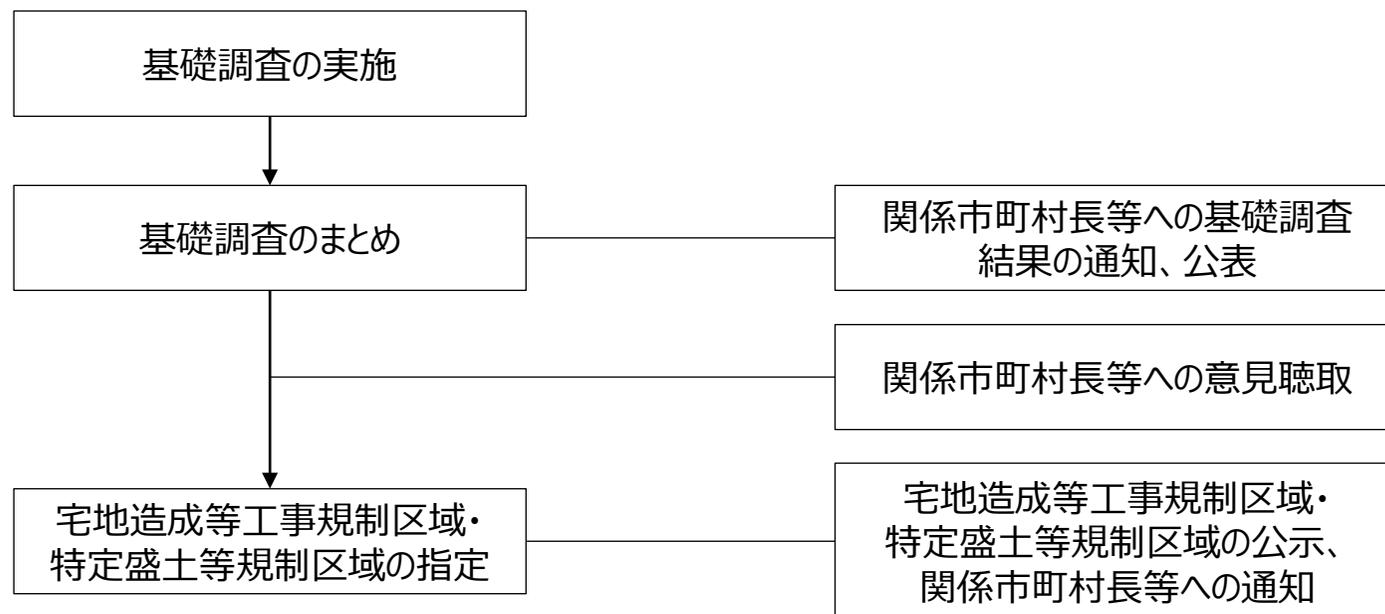
- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下）**
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科**を措置 **（最大で3億円以下）**

2. 基礎調査の実施及び規制区域の指定について 指針となるべき事項等

基礎調査の実施と規制区域の指定の手続き

- 基礎調査は、盛土等に伴う災害の防止のための対策を講ずるに当たって不可欠な規制区域の指定のために必要な調査であり、速やかに基礎調査に着手する。
- 規制区域として指定が必要と認められた土地の区域については、可及的速やかに指定を行うことが重要。また、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要。

規制区域の指定の手続き

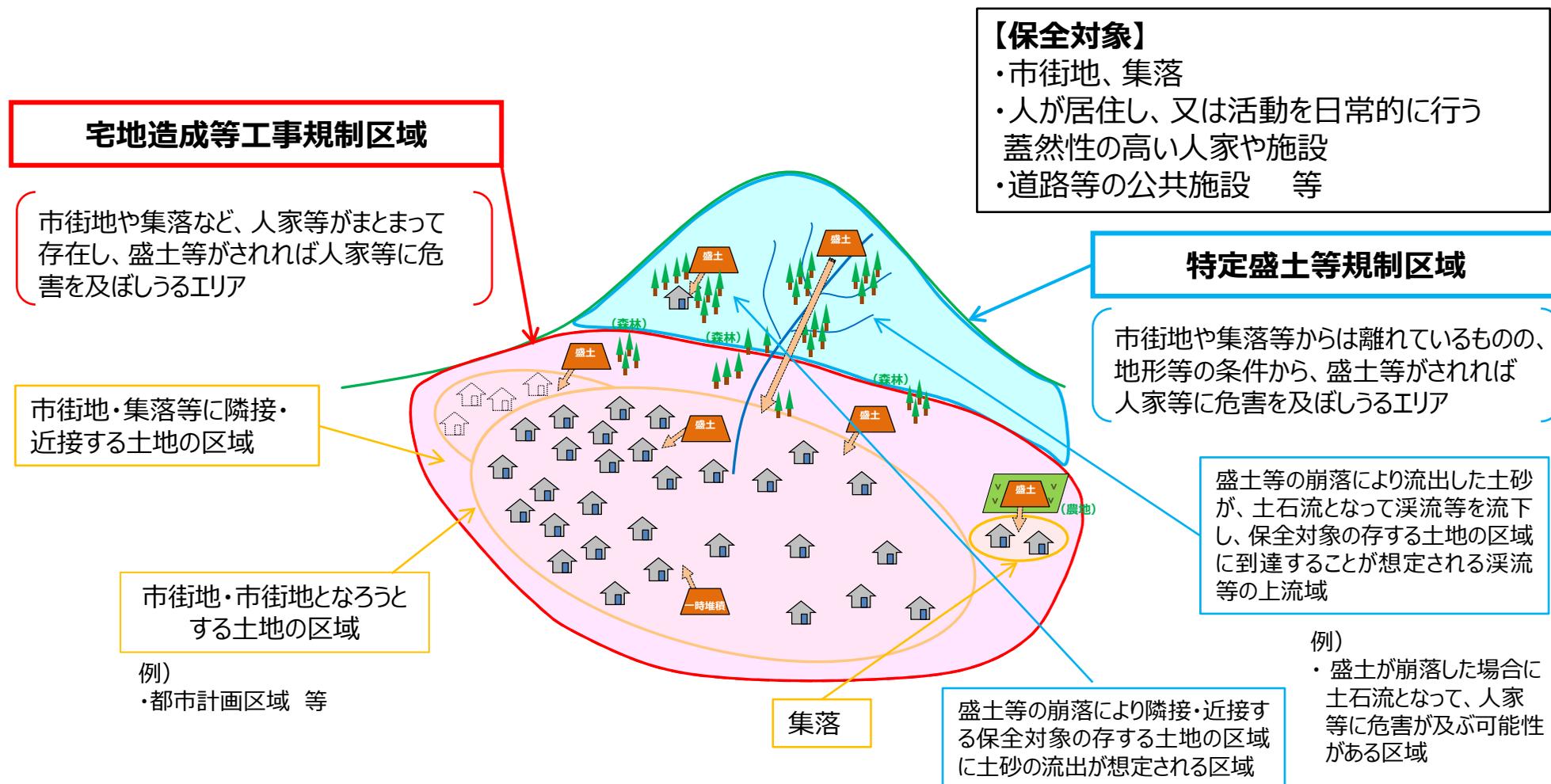


※ 規制区域指定後は、おおむね5年ごとに、土地利用状況の変化等を確認し、変化が認められた場合は、規制区域の見直しの必要性を検討する。なお、土地利用状況等が変化し、規制区域を指定していないエリアにおいて、新たに規制区域の指定を検討する必要性が生じた場合は、速やかに調査を行うものとする。

盛土規制法における規制区域のイメージ

- 規制区域は、新たに行われる盛土等に関する工事の規制や、既存の盛土等に対する是正命令等を行うことにより、盛土等に伴う災害から人命を守るために指定。

<宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ>



規制区域の指定に必要な調査の手順

宅地造成等工事規制区域

(1) 市街地等区域の抽出

- ①市街地・集落等の抽出
- ②市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域の抽出

特定盛土等規制区域

(1) 盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域の抽出

市街地・集落等のほか、市街地・集落等以外の保全対象を抽出の上、以下を実施

- ①盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域の抽出
- ②盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域の抽出
- ③その他の区域の抽出
土砂災害発生の危険性を有する区域、過去に大災害が発生した区域等の抽出

既存の区域や土地利用情報、地形データのほか、既往の調査結果等を活用することを基本とし、必要に応じて現地調査を実施

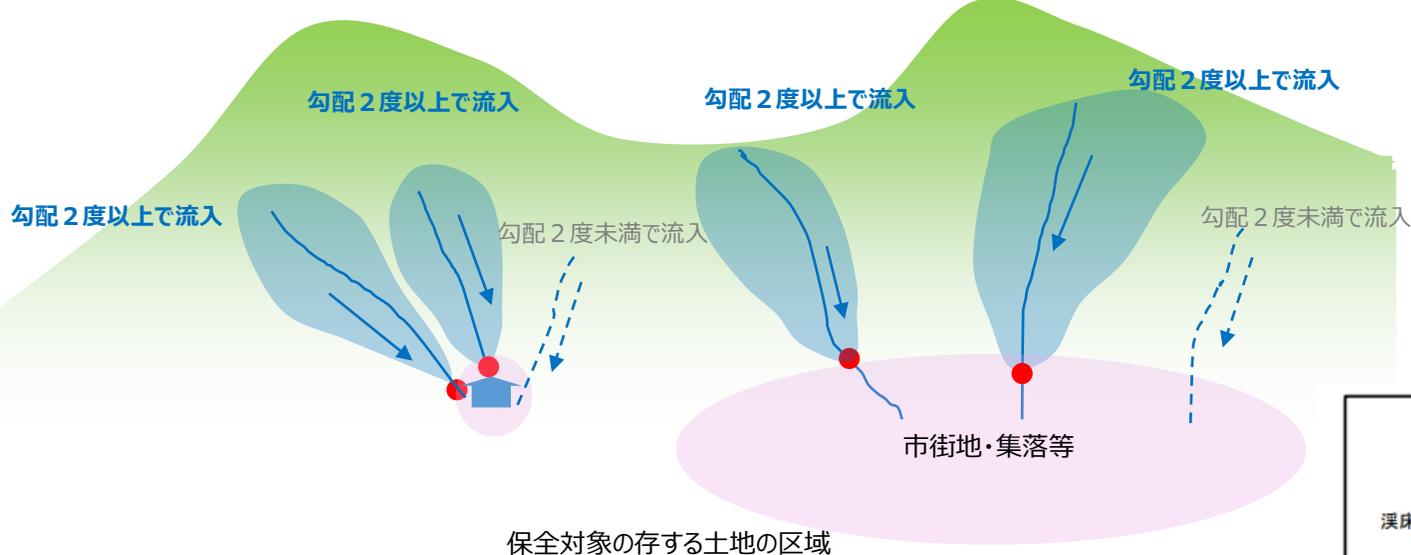
(2) (1) から、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外

(3) 地形的条件等を勘案した宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域の候補区域の設定 (各候補区域を比較し、必要に応じて修正)

流出した土砂が土石流化するおそれのある区域

- 特定盛土等規制区域のうち、流出した土砂が土石流化する場合を想定し、「盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域」を位置付ける。
- 具体的な要件については、「**保全対象の存する土地の区域に対し、勾配2度以上で流入する溪流等の上流域**」とする。
- ただし、**盛土等の崩落により流出した土砂が、地形状況により保全対象に危害を及ぼさないと認められる場合**については、個別判断により区域から除外可能とする。

<参考> 流出した土砂が土石流化するおそれのある区域のイメージ

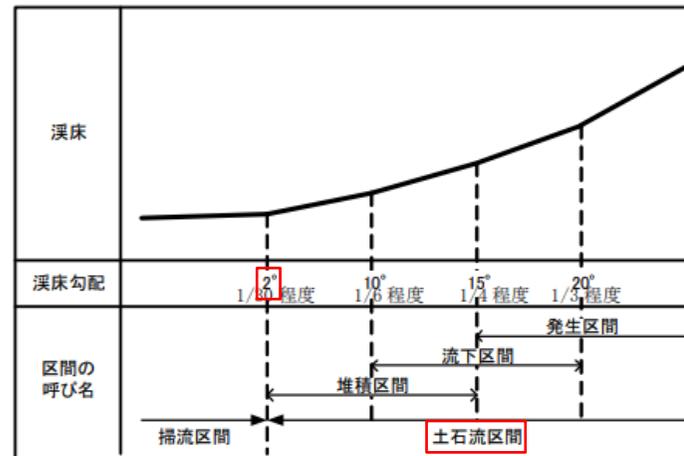


- ① 保全対象の存する土地の区域の抽出
- ② ①の区域に対し、**勾配2度以上で流入**する溪流等の抽出
- ③ ②で抽出した溪流等のうち、溪流等が保全対象の存する土地の区域に流入する箇所（●）より上流部の流域を、**流出した土砂が、土石流化するおそれのある区域***とする

※ただし、盛土等の崩落により流出した土砂が、地形状況により保全対象に危害を及ぼさないと認められる溪流等の上流域は除く。

○地形条件により保全対象に危害を及ぼさないと認められる溪流等の例

- ・溪流等が大規模な河川となっており、河道全面を土石流が流下することが想定されない場合
- ・溪流等と保全対象となる人家等の比高差を十分に確保できる場合
- ・溪流等の中腹に相当程度平地が存在する等、上流からの土石流が、下流の保全対象に到達しないと想定される場合 等



土砂移動の形態の渓床勾配による目安

【出典】国土技術政策総合研究所資料第904号 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（平成28年4月）

盛土等に伴う災害が発生する蓋然性の考え方について

- 規制区域の指定にあたり、「盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除く」こととしており、区域の抽出に当たっては、**既存盛土の分布状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえ、災害を引き起こすような盛土等が行われる蓋然性の有無を判断**する。
- 具体的には、土砂を運搬できる道路や建設工事等により土砂が発生する場所から相当程度離れていること等により土砂が持ち込まれる可能性がないエリアなどが想定される。なお、調査時点では、蓋然性がないと判断されるエリアであっても、その後、状況が変わることがありうるため、**区域の抽出に当たっては、将来の状況の変化も見込みつつ、慎重に判断する必要**がある。

「盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域」の運用例

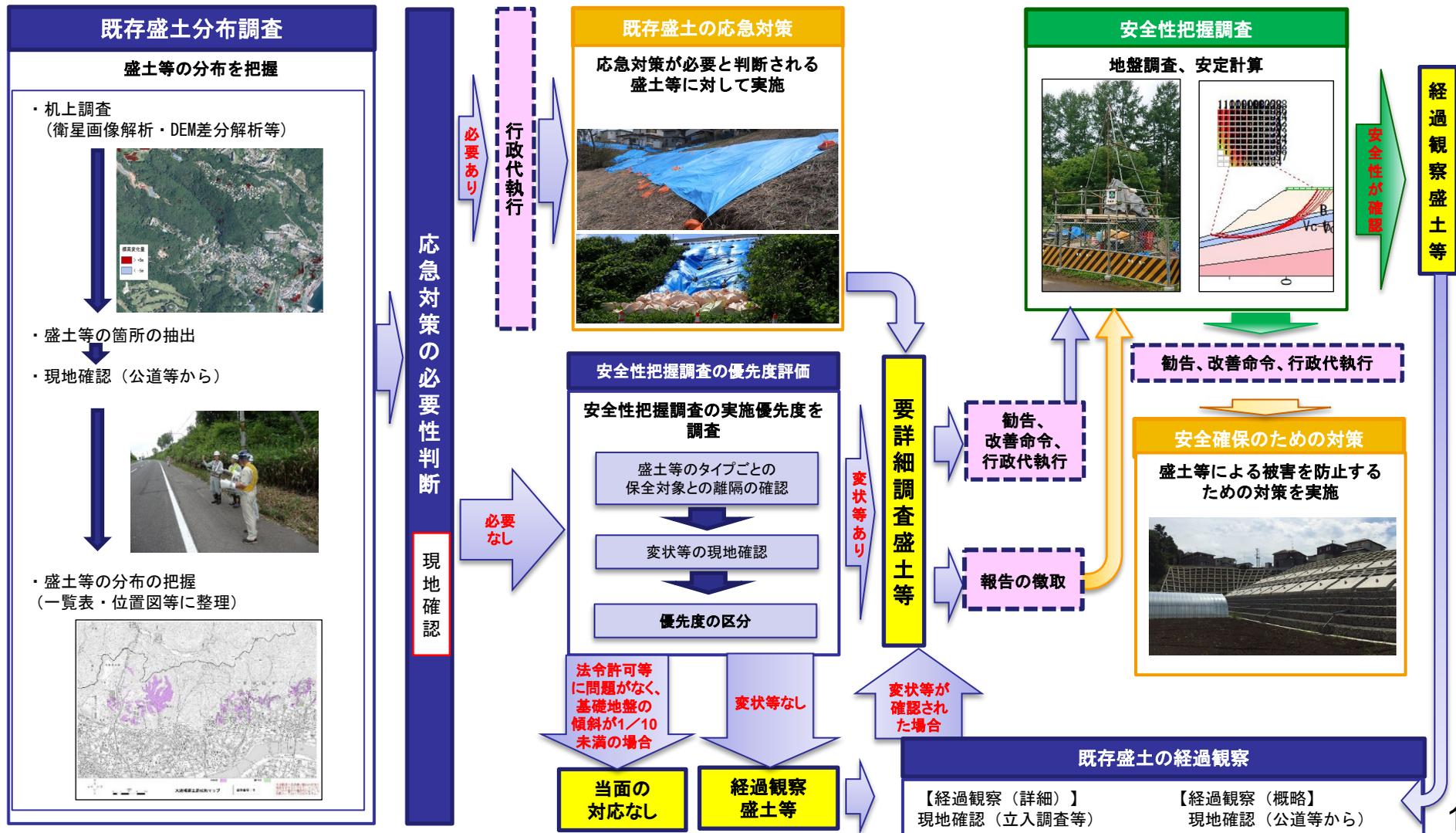
- ・土砂を運搬できる道路や建設工事等により土砂が発生する場所から相当程度離れていること等により、土砂が持ち込まれる可能性がないエリアを盛土等に伴う災害が発生する蓋然性がない区域として除外することが想定される。なお、除外する区域については、細かな地形条件等を踏まえた局所的なものではなく、ある程度の広さのある面的な区域を想定している。



盛土等に伴う災害の防止のための調査（既存盛土調査）のイメージ

- 規制区域内にある既存の盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、勧告・命令等を行い、安全対策を実施することが求められる。

<既存盛土調査の流れ（全体像）>



3. 基本方針（案）の概要

基本方針(案)の構成

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針

一 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針の位置付け

2 盛土等に伴う災害の防止の考え方

- (1) 法に基づく盛土等に伴う災害の防止に向けた措置
- (2) 法施行体制・能力の強化
- (3) 不法・危険盛土等への対応

二 基礎調査の実施について指針となるべき事項

1 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方

2 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定に必要な調査

- (1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査の実施に当たっての基本的考え方
- (2) 宅地造成等工事規制区域の指定のために必要な調査
- (3) 特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査
- (4) 基礎調査の結果の通知及び公表
- (5) 規制区域の指定後の基礎調査の実施

3 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査

- (1) 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査の実施に当たっての基本的考え方
- (2) 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査
- (3) 基礎調査の結果の通知及び公表

4 盛土等に伴う災害の防止のための調査

- (1) 盛土等に伴う災害の防止のための調査の位置付け
- (2) 盛土等に伴う災害の防止のために必要な調査
- (3) 基礎調査の結果の通知及び公表

三 宅地造成等工事規制区域の指定、特定盛土等規制区域の指定及び造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

1 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定について指針となるべき事項

- (1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定
- (2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定後の対応

2 造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

- (1) 造成宅地防災区域の指定
- (2) 造成宅地防災区域指定後の対応

四 その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

1 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- (1) 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等
- (2) 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等
- (3) 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組

2 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- (1) マニフェスト管理等の強化
- (2) 関連事業者の法令遵守体制の強化
- (3) 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立

3 盛土等の土壤汚染等に係る対応

4 太陽光発電に係る対応

基本方針(案)の概要①

一 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針の位置付け

○ 盛土を巡る現状、国・地方公共団体等の役割や連携の重要性、基本方針の位置付けを記載

- 全国各地で盛土等による人的・物的被害が確認されており、盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題
- 広域的な対応の観点から、国による関与が不可欠。関係府省による緊密な連携の下、取り組む必要
- 地方公共団体が果たすべき役割として、安全性を確保するための一刻も早い対策とともに、現場における強固な法施行体制が求められるほか、公共工事の発注者の立場としても適切な対応が求められる
- 広域自治体である都道府県と、基礎自治体である市町村とが、適切な役割分担の下、緊密に連携し対処していくことが重要
- 民間事業者についても、違法な盛土や不適切な工法の盛土の発生責任の一端を担っているとの意識の下、より一層の取組が求められる
- 国が基本的な方針を策定し、その方針の下で、地方公共団体が円滑に対応できるようにすることが重要

2 盛土等に伴う災害の防止の考え方

○ 盛土規制法制定の背景・目的や各規定の概要、法の施行体制・能力の強化、不法又は危険な盛土等への対応を記載

- 盛土規制法では、盛土等による災害の防止に向け、隙間のない規制、盛土等の安全性の確保、責任の所在の明確化、実効性のある罰則等を措置
- 法施行体制・能力の強化に向け、国においては、関係府省連絡会議を継続して開催する等体制を充実や地方公共団体の課題に関係府省で連携して対応。地方公共団体においては、盛土規制法所管部局の体制を確立するとともに、土地利用規制担当部局が、それぞれ主体的に法の運用に関与。さらに廃棄物規制部局等や警察とも連携し取り組むことが重要
- 不法・危険盛土等への対応として、平素からの監視や違反行為の早期発見、関係機関での情報共有や違法行為を行った行為者等に対する迅速な行政処分等、必要な対策を講じることにより、法制度の実効性を確保することが重要
- また、住民等を含め、地域一体となった監視体制を整えることや盛土等の行為や土砂運搬等に関連する事業者への対応を強化することも重要

基本方針(案)の概要②

二 基礎調査の実施について指針となるべき事項

1 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方

○ 調査の目的、調査の実施、国・地方公共団体の役割等を記載

- 基礎調査は、盛土等に伴う災害の防止のための対策を講ずるに当たって不可欠な調査であり、都道府県(指定都市、中核市含む)は、速やかに基礎調査に着手するとともに、おおむね五年ごとに調査を行うことが必要
- 国においては、都道府県が基礎調査を計画的に実施できるよう、財政面、技術面等の支援を行う

2 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定に必要な調査

○ 対象区域となる区域の考え方、区域指定のための調査方法、調査結果の通知・公表等を記載

(1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査の実施に当たっての基本的考え方

- 規制区域は、新たに行われる盛土等に関する工事の規制や、既存の盛土等に対する是正命令等を行うことにより、盛土等に伴う災害から人命を守るために指定するものであり、速やかに当該区域の指定のために必要な調査を実施する必要
- 調査の実施に当たっては、既存の規制区域や土地利用情報、地形データのほか、既往の調査結果等を活用することを基本

(2) 宅地造成等工事規制区域の指定のために必要な調査

- 市街地や集落等、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアについて、これらに隣接・近接する区域も含めて指定
- 調査にあたっては、市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域等を抽出。抽出した区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除外し、宅地造成等工事規制区域の候補区域を設定

(3) 特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査

- 市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等について指定
- 調査にあたっては、盛土等が崩落した場合に、流出した土砂が土石流となって溪流等を流下し、人家等に危害を及ぼすおそれのある溪流等の上流域等について抽出するほか、土砂災害発生危険性を有する区域や過去に大災害が発生した区域等を抽出。抽出した区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除外し、特定盛土等規制区域の候補区域を設定

基本方針(案)の概要③

(4) 基礎調査の結果の通知及び公表

- 調査実施後、都道府県は、速やかに関係市町村長に対し、基礎調査の結果を通知。また、規制区域の候補区域の範囲を示した図面をインターネットを利用して公表

(5) 規制区域の指定後の基礎調査の実施

- 規制区域の指定後は、おおむね五年ごとに、土地利用状況等を確認し、変化が認められた場合は、規制区域の見直しの必要性を検討

3 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査

○ 対象となる区域の考え方、区域指定のための調査方法、調査結果の通知・公表等を記載

- 宅地造成等工事規制区域内の土地以外で、宅地造成に伴う災害の発生で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるおそれ大きい一団の造成宅地を指定
- 対象となる造成宅地は、地震時に滑動崩落のおそれのある大規模盛土造成地や、災害等により、地盤の滑動、擁壁の沈下、崖の崩落等の被害が生じている宅地とし、分布調査や安全性把握調査等を実施し、指定の必要性を検討
- 調査実施後、速やかに関係市町村長に対し、基礎調査の結果を通知。また、指定すべき区域の範囲を示した図面をインターネットを利用して公表

4 盛土等に伴う災害の防止のための調査

○ 調査の目的、調査対象とする盛土の考え方、対象となる盛土の調査方法を記載

- 規制区域内にある既存盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、安全対策を実施することが求められるため、既存盛土等の分布や安全性について調査を実施することが必要
- 調査にあたっては、衛星データ等の時点比較による机上調査、既存調査結果等により得られた情報により、既存盛土の分布状況を把握。把握された盛土等について、応急対策の必要性を判断するとともに、安全対策に関する優先度の評価・分類を行い、さらに、安全性把握調査を実施し、対策の必要性を判断
- 調査実施後、速やかに関係市町村長に対し、基礎調査の結果を通知。また、盛土等の土地の所在地を示した図面をインターネットを利用して公表

基本方針(案)の概要④

三 宅地造成等工事規制区域の指定、特定盛土等規制区域の指定及び造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

1 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定について指針となるべき事項

○ 基礎調査の実施後、区域指定を行うまでの手続や区域指定後の手続を記載

(1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定

- 都道府県知事は、基礎調査により規制区域として指定が必要と認められた土地の区域については、可及的速やかに指定を行うことが重要。また、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要
- 規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。また、関係市町村長は、規制区域を指定する必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる
- 規制区域の指定にあたっては、土地所有者、事業者等に法目的や規制区域における規制内容等もあわせて周知することが効果的。さらに、広報等について積極的な対応を図ることが望ましい

(2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定後の対応

- 規制区域について、インターネットを利用した公表、都道府県の出先機関等での閲覧等を行い、事業者や住民等に対し、周知を徹底することが重要
- 土地利用状況の変化等により、新たに規制区域の見直しが必要となったときには、状況の変化に合わせた対応を図ることが望ましい

2 造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

○ 基礎調査の実施後、区域指定を行うまでの手続や区域指定後の手続を記載

- 都道府県知事は、基礎調査により造成宅地防災区域として指定が必要と認められた土地の区域については、可及的速やかに指定を行うことが重要
- 防災区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴く
- 指定後は、区域内の宅地所有者に安全性向上を促すとともに、所有者と共同して宅地対策を実施

四 その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

1 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- 不法な盛土等の発生を防止し、建設発生土の適正利用等を徹底する観点から、建設発生土の搬出先の明確化等を図るものとする
- その際には建設工事の施工全般に責任を持つ元請業者側による取組と、建設工事を注文する発注者側による取組とを一体的に行うことが重要
- さらに、建設発生土のさらなる有効利用に向けた取組や、できるだけ建設発生土の発生を抑制するよう取組ことが必要

2 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- 廃棄物が混じっている土については、建設現場等において土と廃棄物をできるだけ分別した上で、分別された廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、適切な処理を行う必要
- 廃棄物が混じった盛土の発生を防止するためには、建設現場等における遵守体制をさらに強化することが重要

3 盛土等の土壤汚染等に係る対応

- 盛土等の土壤汚染等対策については、土壤汚染対策法に基づく調査等の情報を幅広く活用して、汚染された土壤が盛土等に不適切に利用されることを防ぐことが重要であり、土壤汚染等担当部局と連携し、情報共有等を図ることが不可欠

4 太陽光発電に係る対応

- 盛土規制法に基づく規制区域内において、太陽光発電設備の設置に当たって一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ同法に基づく許可等が必要となるため、関係する担当部局等と情報を共有しつつ、適切に対応することが必要